

(2) 利用料金表 施設利用料

3 F ホール

利用料金／1日につき（10時～22時）								
施設 [3F]	本番日				準備日等			
	平日		土日祝		平日		土日祝	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
ホール	169,800	186,780	220,800	242,880	123,800	136,180	159,800	175,780
予備室	16,200	17,820	19,200	21,120	11,800	12,980	13,900	15,290
楽屋A	3,000	3,300	3,700	4,070	2,100	2,310	2,600	2,860
楽屋B	3,400	3,740	4,200	4,620	2,400	2,640	3,000	3,300
楽屋C	11,100	12,210	13,700	15,070	7,900	8,690	9,800	10,780
全施設	203,500	223,850	261,600	287,760	148,000	162,800	189,100	208,010

2 F スペース

施設名	単位	利用料金		
		税抜	税込	
2 F スペース	A B C 1室につき	1週間（原則火曜～月曜）	220,800	242,880
		平日	37,100	40,810
		1日	土・日・祝	43,200
				47,520

(単位：円／表中の税込は消費税及び地方消費税10%を適用)

(備考)

- 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をさし、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）第3条に規定する日をいう。
- 「1日」とは、午前10時から午後10時までをいう。
- 1日以外の時間（以下「時間外」という）に1号館の施設又は附帯設備を利用する場合、別表（第12条 延長料金等）に定める通りとする。
- 利用時間には、利用準備及び後片付けの時間を含む。
- 「準備日等」とは公演、展示、同時配信を含む公開（後日配信は含まない）を目的とした本番日がある場合の、「準備日」「休演日」「撤収日」に適用するものとし、その適用限度日数は本番日1日あたり準備・休演・撤収の合計で2日間とする。また利用目的が稽古、リハーサル、公開ゲネプロ、撮影、会議、控室利用等の場合は適用しないものとする。
- 消費税法の改正があった場合は、税抜表示額に、消費税及び地方消費税を加算した額を請求するものとする。なお、消費税率の適用については、利用後の請求の場合はその時点での消費税率とし、利用料金の前納があった時点での消費税額が改定前のものであった場合は、納入時点での税率を適用し、消費税増分については追徴しないこととする。
- 利用日が複数日にわたり、その期間中に消費税改定日があった場合、利用後の請求額について

は、利用最終日の消費税率を適用とし、消費税増に伴う追徴及び消費税減に伴う返還は行わないものとする。

8 前2項の定めに関わらず、特例措置として利用料金の前納がない場合、もしくは前納すべき利用料金の分割払いが発生する場合、いずれも請求時点での消費税率を適用するものとする。

9 前3項について、消費税法改正に伴う経過措置がある場合、それに従うものとする。